

新潟市立石山中学校いじめ防止基本方針

国及び市の「いじめの防止等のための基本的な方針」を受け、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて基本的な方向や取組の内容等を定める。また、本校に在籍する生徒の保護者、地域、関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組み、在籍生徒がいじめを受けていると思われるときは、ガイドラインに則り、迅速かつ適切に対応する。

I いじめ防止に向けた基本方針

1 基本理念

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。
(新潟市「いじめの防止等のための基本的な方針」 基本理念より)

2 いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第一章 第四条より「児童」を「生徒」に読み替えて抜粋)

～いじめの定義～

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第一章 第二条より「児童等」を「生徒」に読み替えて抜粋)

< 具体的ないじめの態様の例（国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より） >

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

※起こった場所は学校の内外を問わない。

3 学校および教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(いじめ防止対策推進法 第一章 第八条より「児童等」を「生徒」に読み替えて抜粋)

II いじめ防止等の対策のための組織の設置

1 「いじめ対応ミーティング」

＜構成メンバー＞

校長、教頭、生徒指導主事、該当学年主任、当該学級担任、当該学年生徒指導担当教諭、養護教諭、その他事案に係る職員

○この組織は、いじめ防止等、特にいじめの対処に取り組む際の中核として日常的に機能させる組織とする。

- ・いじめの状況を組織として共有する。
- ・いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
- ・いじめの対処のための方針や方法を協議する。
- ・生徒への指導を行う。

2 「不登校・いじめ対策委員会」

＜構成メンバー＞

校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育担当、適応指導担当、教育相談担当（SC、関係諸機関）（ ）内は必要に応じて

○この組織は、いじめ防止等の課題に対して、学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して、組織的、実効的に取り組むことを目的とする。

- ・いじめ防止基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ問題の解決に向けた具体的な方策の検討

3 「石山中学校区いじめ防止連絡協議会」

＜構成メンバー＞

中学校：校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、石山中学校生徒会本部役員

小学校：校長、教頭、生活指導主任

地域：学校運営協議会委員、コミュニティ協議会代表、育成協議会代表、民生児童委員

※必要により、教育委員会、警察等関係機関からも協力を得る。

○この組織は石山中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図るため、中学校区全体のいじめ防止等への取組について情報交換や協議をする。

III いじめ未然防止に向けた取組

1 教職員の姿勢

すべての児童生徒がかげがえのない存在であることから、児童生徒一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。

その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が高い人権意識をもち、生徒、保護者、地域との信頼関係の上で、いじめ防止等に徹底して取り組む。

（新潟市「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

2 多面的な生徒理解

生徒のよさを多面的に理解し、一人一人の生徒と教職員の信頼関係を築く。この信頼関係を基盤とし、全教育活動を通していじめ防止に取り組む。

（1）全ての生徒に対し、笑顔であいさつや言葉がけを行う。

（2）あいさつの際、名前を呼ぶ、頑張っていることを認める、ケガや体の状態を気遣うなど生

- 徒との関係性を高めることを意識する。
- (3) 些細な変化を見逃さず、その場で声をかける。
 - (4) 生徒との約束を守る。
 - (5) 生徒の話をよく聞き、肯定的な反応を心掛ける。
 - (6) 教職員が人権感覚を磨き、いじめや差別につながる言動を許さない。
 - (7) 生徒のよさを職員間で共有し、多面的な生徒理解を促進する。

3 授業を中核とした「自律性」と「社会性」の育成

日々の授業や特別活動を中核とし、全教育活動を通して全ての生徒に「自律性」と「社会性」を育成することを目指し、「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から意図的・計画的な指導に取り組む。わかる授業、できる授業、一人一人を大切にし、生かす教育活動により、学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力関係を構築する。

- (1) 達成度が明確な目標を生徒と共有し、その達成に向けて支援する。
- (2) 生徒が事実を基に的確に状況をとらえ、自分の目標、集団に共有されている価値に照らし、適切に判断できる状況を設定する。
- (3) 生徒が自信をもって自己表出できる雰囲気醸成するとともに、的確な生徒理解に基づき、一人一人の目指す姿を捉え、それぞれが生きる場面を意図的、計画的に設定する。
- (4) 相互作用を通して、様々な人々と関わったり、学び合ったりする協同的な活動を計画的に位置づける。

4 組織的取組

問題解決的な生徒指導から、生徒一人一人の成長を促す生徒指導に力点を置き、全教職員が当事者意識をもち、組織的に取り組む。

- (1) 全職員で生徒の様子を見取り、情報を収集・整理して共有する。
- (2) 職員研修を行い、全職員で成長を促す生徒指導についての理解を深める。
- (3) 校内の「いじめ対策委員会」を中核として、校内のいじめ防止等の取組について協議し、取組の充実を図る。また、保護者・地域との協力体制を構築する。

IV いじめ早期発見に向けた取組

1 日常の観察

「いじめは観ようとしなければ見えない」と言われる。教職員が子どもの出すサインに気づき、初期段階で適切に対応すれば、大きな問題に発展する前に比較的短時間で解決することが多くある。新潟市「いじめ対応ガイドブック」の「いじめが起きている兆候」をもとに、日々の学校生活でのアンテナを高くする。

- (1) 学校生活の変化

<input type="checkbox"/> 学校に行きたがらない。	<input type="checkbox"/> 遅刻や早退が増える。
<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる。	<input type="checkbox"/> 授業中に集中できなくなる。
<input type="checkbox"/> 先生や友達との関係が悪くなる。	<input type="checkbox"/> 持ち物をよくななくす、壊される。
<input type="checkbox"/> 休み時間にしきりに職員室に来る。	<input type="checkbox"/> 発言すると目くばせや忍び笑いをされる。
<input type="checkbox"/> 班学習で机を離される。	<input type="checkbox"/> ペア学習で正対してもらえない。
- (2) 身体的な変化

<input type="checkbox"/> 腹痛や頭痛など体調不良を訴える。	<input type="checkbox"/> 食欲不振。
<input type="checkbox"/> あざやけがが増える。	<input type="checkbox"/> 不眠・夜驚
- (3) 精神的な変化

<input type="checkbox"/> イライラしたり落ち込んだりする。	<input type="checkbox"/> 急に明るくふるまう。
<input type="checkbox"/> 無口になる。	<input type="checkbox"/> 死について考える。
<input type="checkbox"/> 自傷行為。	

- (4) 行動の変化
部屋に閉じこもる。
親しい友達と遊ばなくなる。
- (5) その他
スマホやタブレット等を隠れて見る。
新しい友達の話をしなくなる。
- 家族との会話が減る。
お金や物をねだるようになる。
着信音に怯える。
家族に反抗的になる。

2 組織対応と記録の積み重ね

見えないものを見ようとするには、一人の力では難しい。教職員間で、こまめに情報交換を行うとともに、情報を記録・整理・共有し、複数の目で見守ることが、いじめの早期発見につながる。

- (1) 生徒の気になる様子は、職員室で話題にして、情報を共有する。
- (2) 学年主任を中心に、情報の記録・整理・共有を行う。
- (3) 学年ごとの情報を生徒指導部会で共有し、組織できめ細やかな対応をする。
- (4) 運営委員会でも定期的に情報交換を行い、全校体制でいじめの早期発見に努める。
- (5) 地域・保護者から、情報が得られる関係作りに努める。

3 教育相談体制の充実

生徒は教師との信頼関係がなければ、いじめについて悩みを打ち明けることはできない。また、信頼関係があっても、いじめの深刻化・陰湿化を恐れてなかなか言い出せない場合がある。教育相談の体制を充実させ、生徒が悩みを打ち明けやすい環境をつくることが重要となる。

- (1) 定期教育相談は、必ず全ての生徒と一定の時間をかけて行う。たとえそこで悩みを聞けなくても、次に話しやすい関係づくりを心掛ける。
- (2) 休み時間や放課後などに、言葉をかけて話をする「チャンス相談」を大切にする。「心配している」「気にかけている」というメッセージを伝えるだけでも効果がある。
- (3) 教育相談前のアンケートは必ず複数の目で点検し、心配な生徒については、方針を話し合ってから相談に臨む。
- (4) 教育相談後は、学年単位で情報の収集を行い、気になる生徒の情報を多方面から分析する。
- (5) 学校生活アンケートを月1回実施する。いじめ早期発見のため、アンケート実施日に記入内容を確認し、早期に対応すべき事案への取組が遅れることのないようにする。また、複数教職員が確認することで、状況を適切に把握する。アンケートの原本は3年、資料は5年間保管する。

V いじめ発生時の対処

- 1 いじめ情報のキャッチ (IV いじめ早期発見に向けた取組による)
 - ・いじめの兆候を見逃さない見守り体制の整備
 - ・学校生活アンケートの実施と即日複数チェック
- 2 報告
 - ・管理職、学年主任、生徒指導担当へ報告
 - ・管理職は、校内いじめ対応ミーティングに必要な情報収集のための指示
- 3 正確な実態把握
 - ・被害児童生徒、加害児童生徒、周りの児童生徒から聞き取り、時系列に記録
- 4 指導体制と方針の決定
 - ・校内いじめ対応ミーティングの開催
 - ・役割分担と指導方針の決定
- 5 児童生徒の支援・指導

- ・被害児童生徒を全力で支援し、心配や不安を取り除く
 - ・加害児童生徒には行動理由を聴き、内省を図り、いじめの行為に対して指導を行う
- 6 保護者への連絡・連携
- ・即日に連絡をとり、事実と具体的な方針を話す
 - ・今後の学校と保護者の連携方法を話し合う
 - ・被害保護者には「支援」を、加害保護者には「助言」を適切に行う

- 7 今後の対応
- ・継続的な支援（解消の目安は3ヶ月）
 - ・SC、SST、SSWの活用
 - ・心の教育の充実
 - ・分かる授業の展開

8 警察との連携

いじめを行っている生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導が十分な効果を上げることが困難な場合において、その行為が犯罪行為として扱われるべきと認められるときは、ためらうことなく早期に警察に相談する。

- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる行為とは、暴行、傷害、強要、窃盗、恐喝、器物破損、強制わいせつなど。
- ・いじめや教職員への暴力、暴言、授業妨害などが、刑法に抵触する犯罪なのか、民法上の不法行為なのか、違法行為には至らないが社会的な是認されない行為（マナー違反）なのかを的確に判断し、警察との連携の有無を決定する。
- ・生徒が14歳以上の場合、行為が悪質ならば強制捜査により逮捕されることもある。その場合、報道発表されることも踏まえ、関係した生徒とその家族だけでなく、全校の生徒たちや保護者、地域に対してどのように対応し行動していくのか、しっかりと見通しが必要になる。
- ・警察だけに任せるのではなく、生徒をどのように導いていくのか、学校、警察がそれぞれ担う役割を明確にする。
- ・暴力などの被害が予想される場合は、被害が重篤になる前の初期段階から連携する。
- ・警察とは日頃からお互いの顔の見える関係を構築する。
- ・学校では、警察関係の連絡担当を教頭として、情報の共有と整理をしておく。
- ・学校の対応方針について理解を得るよう、日頃から保護者や地域に十分説明する。

VI 重大事案への対処

1 重大事態の対処の基本方針

万が一、重大事態が発生した場合には、新潟市教育委員会の指導のもと、いじめを受けた生徒の心身の安全、安定の確保を最優先に取り組む。また、いじめに関する事実を徹底的に調査、解明し、対処するにあたり、いじめを受けた生徒はもちろん、いじめを行った生徒に対しても、その心情に十分に寄り添って指導、支援する。

2 重大事態の捉え方

いじめ防止対策推進法第28条1項において、次に掲げる場合をいじめの重大事態とする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

具体的には、次のようなケースが想定される。

- ・生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・被害生徒が相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

3 対応について

(1) 重大事態が発生した場合の初期対応

重大事態に係る情報を収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに新潟市教育委員会に報告し、その後の対応について指導を受ける。

(2) 重大事態につながるおそれのある事案が発生した場合の初期対応

発生した段階では重大事態には当たらないものの、解消が図られない状況が続くと重大事態に発展するおそれがある事案については、予め教育委員会に事案の発生を報告するとともに、対応について協議する。

< 重大事態のおそれがある事案（例） >

- ・児童生徒がいじめによって学校に登校できない状況が発生し、いじめによる不登校重大事態のおそれがあると学校が判断した場合
- ・一つ一つの事案はその都度解消が図られているように見えても、特定の児童生徒へのいじめが繰り返される場合
- ・その他、厳密には重大事態に該当しないと判断されるものの、社会的な影響が大きく、児童生徒・保護者の状況が深刻な場合

(3) 調査の目的及び調査組織

重大事態が発生した場合は、「事実を明確にする」ことを目的に、いつ、誰が、どのようにかかわったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り多方面から情報収集し、整理することで、いじめの全体像を把握する。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

調査は学校若しくは教育委員会が主体となっており、新潟市いじめ防止対策等専門委員会がその調査結果の内容について、不十分な点がないか、また公平性・中立性が保たれた調査結果となっているかなどの視点で協議する。

(4) 事実関係を明らかにするための調査及び事後対応

いじめの状況をはじめとする事実について、いじめを受けた児童生徒からいじめに聞き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対して、アンケートや聞き取り等による調査を行う。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

また、いじめを受けた児童生徒の保護者からも丁寧な聞き取りを行い、いじめの全体像の把握や児童生徒の状況の把握に努める。

(5) 調査結果の提供及び報告

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

(6) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への対応

重大事態に係るいじめを受けた児童生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り

組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活を送ることができるように支援する。

また、当該児童生徒の保護者については、心情を察しながら、当該児童生徒の心身の安定に努める。

(7) いじめを行った児童生徒及びその保護者への対応

いじめを行った児童生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童生徒の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通して、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該児童生徒への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また、当該児童生徒の保護者に対しては、子どもの行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童生徒と共に認識させるとともに、解決に向けた道すじを示し、保護者の協力を求める。

その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言をする。